

1964年12月25日(第5日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分~午後4時30分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豪次郎	2番	北 康 定 亮
3番	天久 隆 雄	4番	安次 富 盛 信
6番	仲 村 豊 具 正	7番	柳 繁 正 榮
8番	石 田 英 正 弘	9番	安 里 川 繁 得
10番	又 吉 昇	11番	石 川 真 昌
12番	大 川 昇 永	13番	伊 佐 城 貞 時
14番	仲 村 豊 行 助	15番	伊 佐 城 貞 時
16番	富 里 幸 助	17番	伊 佐 城 貞 時
18番	市 川 幸 助	20番	仲 村 繁 得
21番	市 川 幸 助		

3. 不応招議員は次の通りである。

5番 石川 真 六      19番 武 島 行 男

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長	仲 村 春 雄	助 役	具 屋 真 徳
収入役	沢 山 一 夫	総務課長	松 川 正 徳
財政課長	眞 田 孝 俊	住民課長	仲 村 豊 信
民生課長	当 山 全 喜	水道課長	国 吉 真 徳
経済課長	伊 佐 友 誠	建設課長	島 俊 昌 栄
消防課長	大 城 仁 幸		

8. 議会事務局の出席者

局長 宮 城 光 雄      幹 事 島 俊 真 由      加 念 善 光

1964年12月25日(第5日目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時45分~午後4時30分)

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名
1番	天久 豊太郎	2番	比 嘉 定 亮
3番	天久 盛雄	4番	安次 富 盛 信
6番	仲 村 春 豊	7番	稻 嶺 正 安
8番	石 田 英 正	9番	安 里 安 明
10番	又 吉 川 正 弘	11番	石 川 繁 得
12番	大 仲 喜 永	13番	伊 佐 真 盛
14番	村 喜 永	15番	宮 城 佐 貞
16番	宮 里 敏 行	17番	伊 佐 貞 光
18番	中 里 幸 助	20番	仲 村 盛 光
21番	古 坂 謙 次郎		

3. 不応招議員は次の通りである。

5番 石 川 真 大 19番 武 島 行 男

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次の通りである。

市 長	仲 村 春 勝	助 役	呉 屋 真 徳
取 入 役	沢 し 安 一	総 務 課 長	松 川 正 義
財 政 課 長	奥 里 将 俊	住 民 課 長	仲 村 春 信
民 生 課 長	当 山 全 喜	水 道 課 長	国 吉 真 義
経 済 課 長	伊 佐 友 誠	建 設 課 長	島 袋 昌 兼
消 防 団 長	大 城 仁 幸		

8. 議会事務局の出席者

局 長 宮 城 光 雄 書 記 島 袋 真 由 知 念 香 光

9. 議程目録は次の通りである。

日程第6 一般質問

日程第7 宜野湾市同かん条例の設定について

議：長～出席15名であります。市町村自治法第53条の規定によりまして会議は成立致しました。よつて只今より本日の会議を開きます。(午前10時46分)

議：長～再開致します。(午前10時50分)  
一般質問を行います。13番、15番順に行います。

13番～ご質問致します。2項から行います。嘉敷高地が朝光地として住民に馴染まれる様になつております。そして毎日の様に朝光塔が見え、目を重ねることにより多くなりつつあります。旅年の番員からは沢山の人が押し寄せるものと予想されますが、これにつきまして都府から色々な設備についての要望書が提出されておると聞いております。期前様になつて居りますか。ご説明をお願い致します。

市：長～前に嘉敷の都府から色々設備をしてくれと云う陳情書がござりまして、現段階において出来るだけ進めておるというんで長瀬合郷政府の方にお願ひして設置してはもらおうと、休憩所とか芝の辺の設備、便所とか或は手すり網とその他の施設についてもこれから揃えるべきな方向をして行きたいと思ひますが、今度その沖銀の方から手すり網が6個寄贈がありますが、これも一つは向うに送つて行く様に話してあります。前休憩所としては今長瀬合郷の中におりますけれども、外にいわゆる手すり網は後々な事になりますと云うと土地の問題がござりますし、今後よく研究したいと思つて居ます。それから便所でもありますが、一応これは朝光隊の方とよく話し合ひをして施設をやつてもらいたいと思つて居ります。尚この嘉敷の公園の計画について、その一帯を公園にする様に野暮かけてとの苦んな英断することは今でも出来るんで

8. 議事日程は次の通りである。

日程第6 一般質問

日程第7 宜野湾市印かん条例の設定について

議長～出席15名であります。市町村自治法第53条の規定によりまして会議は成立致しました。よつて只今より本日の会議を開きます。(午前10時46分)

議長～再開致します。(午前10時50分)

一般質問を行います。13番、15番順に行います。

13番～ご質問致します。2項から行います。懸敷高地が観光地として住民に難しまれる種になっております。そして毎日の様に観光客が見えておりますが、日を重ねるごとに多くなりつつあります。米年の春頃からは沢山の人が押し寄せると予想されますが、これにつきまして部落から色々な設備についての要請書が提出されておると聞いております。如何様になつて居りますか。ご説明をお願いします。

市長～前に懸敷の部落から色々設備をしてくれと云う陳情者がありまして、現段階において出来るだけを進めておこうというんで辰屋台を政府の方にお願いして設置してもらつと、休憩所とか芝の辺の設備施設、便所とか或は手り箱とその他の施設についてもこれから備えるべき努力をして行きたいと思つて居りますが、今度その神保の方から手り箱が6個寄贈がありますが、これも一つは向うに持つて行く種に話してあります。尚休憩所としては辰屋台の中にありますけれども、外にいわゆるテラスみたいな所になりますと云つと土地の問題がありますし、今後よく研究したいと思つて居ます。それから便所ですが、一応これは観光の方とよく話し合いをして施設をやつてもらいたいと思つて居ります。尚この懸敷の公園の計画については、その一帯を公園にする種に呼びかけてこの皆んな美化することは今でも出来るんです

がこれを指定公園にするにこの準設公園といいますが、都市計画による所定の土地の私有地としないという点に思いついた施設を持ち出すこと、区画整理でもついでにそれだけの代償地をこの側といたすか、うき地でもついでに法で定める方法でないと獲得出来ず、すぐあげた土地を全部市で買上げて公園を作ると云うことは今の所困難じゃないかと思われ、竊に高台の施設については大体その様な考えであります。

13番～と意見を申し上げます。朝から晩まで人の通ることは現在の校舎が押し寄せて来ますし、現在向こうの高倉の間にトイレの施設がございせんのでススキの開入が混雑して来ます。せめて外の施設は後にならぬようにトイレだけでも先きにやつてもらいたいことを要望したいと思います。如何なものでしょうか。

市長～様方ご意見にそる様に努力したいと思っております。

13番～13番さんの質問にお答えする事は同地は最近特にその観光が急増しつづつておりますが、もちろん観光に對する市の決意も充分に考慮しなければいけません。特に問題になつておりますのは、一号線から観光地に通ずる道路の整備というものがまだ充分なままでの状態です。これについて市長と致しまして道路に對する計画があるかどうか、ありますら一つその具体的な計画について説明願います。

市長～出来るだけ観光バスの通る様な道路が早目に欲しいと思つて建設課長ともよく話し、又政府にも話し合を致つたことがあります。何時かお話ししました様に今のプランの中には現われていないですけれども、何れも新

がこれを指定公園にするにこの準設公園といいますが都市計画による所の土地の私有地としないというところに思いついた施設を持つて行くことは出来ないんじゃないかと思う。そうなりますと云うと、区画整理でもつてそれだけの代償地をこの何んといいますが、うき地でもつてあてはめる様な方向で持つて代償地をとりかえていく様な方法でないという獲得出来んし。すぐあれだけの土地を全部市の予算で買い上げて公園を作ると云うことは今の所困難じゃないかと思う。瀬高台の施設については大体その様な考えであります。

13番～ご要望を申し上げます。朝から晩まで人の絶えたことは現在ございません。ことに土曜、日曜になりますと各学校の団体が押し寄せて来ますし、現在向こうの高台の方にトイレの施設がございませんのでススキの間々から悪チリクがブンブンして観光地として相応しない様な現況にございます。せめて外の施設は後に圓わされましてもトイレだけでも先きにやつてもらいたいことを要望したいと思います。如何なもんでしょうか。

市長～極力ご意見にそう様に努力したいと思えます。

1番～13番さんの質問にあります様に同地は最近特にその観光客が急増しつつありますが、もち観光施設に対する市の決意も充分に考慮しなければいけないと思えますが特に問題になつていふ点は、一号線から観光地に通ずる道路の整備というものがまだ不十分のままでございます。これについて市長と致しまして道路に対する計画があるかどうか。ありましたら一つその具体的な計画について説明願います。

市長～出来るだけ観光バスの通る様な道路が早目に欲しいと思つて建設課長ともよく話し、又政府にも話し合を持つたことがあります。何時かお話ししました様に今市のプランの中には現われていないんですけども、何時か新聞に載りました。

國に出ました。八ヶ岳、那須から旧鉄道線路に沿うて  
をして、舞臺の側から今の舞臺の方へこの一帯線のお話  
しがありましたので、この件は何でも政府の方で調査も  
したという話しはありませぬけれども、又こちらの隊長も  
呼ばれて御談にあずかつたといふこともありますが、毎  
時限から御談するか、又それがどうしようにするかと  
れも御談と両方にまたがりますので、まだ決定はな  
は出来ておりませぬが、その道路が出来れば、後交  
舞臺の側から申出さる線に立れば、わずかな距離で  
からその工事だけは、市の工事としても出来ると  
て早目にそれが出来る様にこの政府の方にお願  
い合はつておられますが、なにしろこの道路を作る  
合には、この間も舞臺の御談を行つてお話しした  
交換の場合にしては、舞臺の御談が女になりますと  
作る場合に非難の國難問題が、私の土地を  
中から通つてしまふと、或は今のままの道路も  
とか、どうもその懸念が、つづきにくい様な思  
べる方々もおつたので、一応は、政府の御談  
てそれに對する御談の計画も作つて、そ  
分けて、貴方の土地は今、其中から切れる  
と、この方にも、土地を、手に入るんだとい  
所まで作らないといふと、そういう年  
は、舞臺の御談から、早目に政府の御談  
それから、舞臺の御談の計画も、舞臺の御談  
の一帯の交換の場合、舞臺の御談も、舞臺の御談  
をして、舞臺の御談の御談も、舞臺の御談  
をして、舞臺の御談の御談も、舞臺の御談  
所を、舞臺の御談の御談も、舞臺の御談  
を、舞臺の御談の御談も、舞臺の御談  
で、舞臺の御談の御談も、舞臺の御談  
お話しする御談の御談も、舞臺の御談  
が、舞臺の御談の御談も、舞臺の御談  
ついても、舞臺の御談の御談も、舞臺の御談

間に 出ました 線ハイブ線、那覇から旧鉄道線路に沿うて  
そして 編敷の 前が 今の 幸樂の 方向に この 一号線 の 複線  
し があり ました ので、こ の 件は 何で も 政府 の 方 で 調 査 も  
した とい う 話 は あり ます け れ ど も、又 こ ち ら の 課 長 も 呼 ば  
呼 ば れ て 相 談 し ます か、又 それ が どの よう に す る と、こ  
時 頃 か 着 工 す る か、ま だ 決 定 し て ない 話 だ け れ ど、後  
れ も 浦 添 と 両 方 に ま だ あり ます の で、ま だ 決 定 し ない 話  
は 出 来 て あり ませ ん が、そ の 道 路 が 出 来 れ ば、後 支 線 が  
編 敷 の 前 か ら 幸 樂 出 け る 様 に 立 ち 上 げ ら れ ば、わ ず か な 距  
か ら そ の 工 事 だ け は、市 の 工 事 と し て も 出 来 る と 思 っ  
て 早 目 に それ が 出 来 る 様 に こ の 政 府 の 方 に も 願 望 し たい  
い と 思 っ て あり ます が、な に し ろ こ の 道 路 を 作 る 場  
合 に は、こ の 前 も 編 敷 の 部 落 行 年 寄 女 に つ いて 話 し まし  
交 換 分 合 を し て そ の 特 年 寄 女 に な り ます と 道 路 が、を  
交 換 分 合 を し て そ の 特 年 寄 女 に な り ます と 道 路 が、を  
中 か ら 通 っ て し ま せ ぬ か、或 は 今 の ま ま の 道 路 も い  
中 か、ど う も そ の 懸 念 だ け は、つ づ け ば、い じ ゃ ない 途  
と べ 方 差 も あり ます が、一 応 は 浦 添 が 政 府 の 側 面 も 出 来  
て そ れ に 沿 っ て 道 路 の 計 画 の 側 面 も 作 っ て、そ の 後 交  
分 合 で 貴 方 の 土 地 は 今 中 か ら 切 れ る け れ ど、完 了 後 は  
こ こ の 方 に き ち っ と し たい と、そ う い う 年 寄 女 の 方 の 指 示  
所 まで 作 ら ない と、早 目 に 政 府 の かん 願 が 出 来 たら  
は 舞 臺 向 け の 道 路 の 計 画 も 入 れ て、同 時 に 編 敷 側  
そ の 一 帯 の 交 換 分 合 の 区 画 理 直 ぐ 進 め ら れ る 様 に 願 望  
を し て あり ます が、私 から 課 長 に 特 に 願 望 せ ば、  
所 も 沢 山 あり ます し、又 大 事 な こ の 幹 線 が 進 ん だ ば、  
を ど う す る と い う よう な 決 定 な 所 まで 来 て ませ ん の  
で そ う い う 話 し 合 い に ま だ は ま だ 進 ん で あり ませ ん が、  
お つ し や る 線 に な ん と 天 下 も 観 光 客 を 迎 え る に は 路 線  
が 完 全 し なければ なら ない と 思 っ ます の で、極 力 そ の 面  
に つ い て も 勢 力 し て 行 きたい と 考 え て あり ます。





1.6番～関連して質問致します。初みでございまして、無数の  
部落かむこうふうな陳情が出たということを聞いて  
おりますが、何時頃出された陳情書であるか、どうい  
う計画書が盛り込まれているのかを説明をお願い致します。

市長～ちよつとそれについては、担当課の方に行っております  
ので課長の方に持つて来てもらつて説明してもらつて  
したいと思います。

議長～習休願致します。(午前11時00)

議長～再開致します。(午前11時03分)

1.6番～無数からの観光地の指定を受けて後の陳情書が出たと、  
1.3番さんから聞いておりますが、その陳情書は今年に  
なつてから出たのか、去年出たのか、最近になつて出た  
のか、その計画はどのような設計で盛り込まれてお  
るのかお聞かせ願ひたいと思います。

市長～習お待ち願ひます。

3番～只今市長さんは無数の方に政府の幹線が通るといふ様な  
予想で区画整理による交換分合をお考えの機である様で  
ありますが、区画整理としてやられるものであるのか。  
或は郡計の一環としてやられるものであるのか。その点  
お伺ひしたいと思つて居ります。郡計としてやる場合には、  
その補償というふうにその道路計画は為されますし、区  
画整理ということになれば、このそこからうき地とか、  
そういう区画整理内の処理で出来ると思つて居りますが、今政  
府の幹線というのを為替ひつけて区画整理、交換分合の  
こともお話しておられる筈ですが、これ郡計でや  
るべきものであるか、郡計の一環としてやるべきもので  
あるか、或は区画整理としてやるべきお考えであるか、  
お聞かせ願ひたいと思つて居ります。

市長～道路の工事もそれから区画整理も道計の一環としてやり



たいと思います。そしてすべての幹線を全部買上げ全部  
補償で行つた場合にはおそらくこの仕事は現段階の宜野  
湾市の財政では進められないので、区画整理を先ずやつ  
てそしてそれによつて、うき地の出る所はいわゆる減歩  
率でもつてお互いの便なように道を作らせることを地  
主の承諾を得て進めて行きたいと思つております。そ  
れからすべてそれだけでは又進められないので、いわ  
ゆる幹線とか、早くやらなければならぬ様な工事は、  
場合によつては補償をしてでも真先に作らねばならない  
工事が出て来ると思つておりますが、今の所はほとんど区画整理  
にこの計画にしましても区画整理による道路用地を取  
つての計画を進めております。

3 番～只今市長さんがおつしやるのは区画整理の都計の一環と  
云うことでございますが、結局都計の中にも区画整理と  
か或は交換分合とか、色々な方法もございまいしょうが、  
この進め方におきまして、区画整理はその都計の中の一  
環の仕事、そして幹線の道路は、これは大きな都計とし  
ての政府の認可のもとにこつちから申請してある計画の  
もとに幹線は引かれると思つておりますが、その場合に政府と  
タイアップして、これはどこの都計も進められている様  
であります。今先きのお考えは一応区画整理によるう  
き地の問題を処理してそういう面をあれから出したいよ  
うな様なお考えであるが、今後の幹線の方もそういう  
うにお進めのお考えであるかどうかですね。

市長～只今の政府の予定している幹線というものは、これは政  
府道路でありますので、これは政府の方が買上げるか  
又方法については、こことしてはどうするという案は持  
つておりません。只その幹線が通つて後のその山までの  
道路であります。それについては一応私達としても地主  
が了解つてくれば、せめてその技になる所でも先にしよ  
うという所から懇談会を持つたのであります。あの状  
況から見ると、区画整理をして交換分合でもやら  
ないと云うと、地主の承諾は得られないなあと思つて居



を持つたのであつて、いざそれをやつて自分の土地がま  
つぶたつに真ん中からこう通られるからいやだというふ  
うな何が出ない様に相談を進めていく必要があるんじゃないか  
というのでそういうふう話してある訳であります。

3 番～只今幹線の方は政府の計画でやられるということであり  
ますが、大体マスタープランも出来ましてそこに対して  
直接にこの政府の計画がそこに入り込んだということに  
なれば自ら都計の幹線計画の変更ということが、変更或  
は都計の変更がえということが考えられる訳ですが、そ  
の面についての検討は始めておらでるでしょうか。

市長～これはこのプランの変更にはなりません。いわゆるこの  
プランはあの臨時会で決つた通りであります。それゆゑ結  
局政府の何んとしては大體名からこつちら側は、いわゆ  
る大山の上に来ると余り一号线に接近するから前のあの  
舞臺の前の何んとかという稱がありますが、あの付近で  
この5号線の所に上げた方がいいというふうなこれは参  
事官の話しを私聞いてだけで又議長がこの浦添も那覇も  
多分一しよになつて呼ばれたんじゃないかと思ひますが  
ここで話し合いを聞いたのでまだ図面も充分に見てお  
らないし、参事の大體さんがこの実地調査をして回つて  
来られた時から私の所でこういうことであつたといふこ  
とであります。

3 番～じゃその面におきましては、これ何時頃の話しであるか  
ですわ、例えば政府そういう幹線が通るとした場合には  
我々としたもその幹線に結ぶだけのある程度の計画変更  
幹線だけ生かして後の支線というものを充分そこに考慮  
せんと、町の発展も出ないと思ひますが、何時頃その  
話しがあつたもんであるかですわ。聞いたと、何時頃  
であつたか。我々としてはこの前の話しにちよつと出  
ておつた様であります。まだそういう具体的話しも聞  
いておらん訳であります。



市長～それはこちの法定の決りがこちらマスタープランを出してから政府の審議委員会がなかな聞かれんものですからどこでひつかかるとおるか調べたら大領さんで専官の所まで行つておんだがどうもあそこの方で検討中だと云うことでありました。そうしたら大領さんは今の貴方の方のプランではこれはものたりないと言つた。市の地形をよく知っている積りだが、大領名から直ぐ大山の間を避けては一号線の沿いまいといふのはあまり接近し過ぎるのでこの2～3月内に私は現地も更に行つて調査したいと思ふんだが、そのこれを修正するということになる。又時間がかかるとこのプランを修正するといふこのプランはプランでこれていいから無難にはならんでもいいからどうしてもその難敷の箇の当りから上にあげて今の幸栄の付近に出して、コザ、石川への車は安里へんからだつたならば、一号线を通らに行ける様な考えを持って計画を進めたい方が私はいはと思ふと、そしてそれじや現地にいらつしやる場合にはこちらでも出てもいいです。いいえ私はいはよう知つておる積りだがと、それで私と話して笑は今日行く積りだつたんだが今日もう行けないをら昨日あさつて当りでもといつていしましたが、それから一週間位して

3 番～何時頃でございますか。

市長～8月12日にお話し聞いておりますから、それから一週間位して現地調査をして、又ここでもお話ししてあります。それから課長が呼ばれて話し合いを持ったのが、10月12日になつております。

3 番～はい分かりました。

建設課長～先程の16番さんの御質問にお答えする意味で陳情書読み上げて見ます。難波高台公園に件の諸施設について首魁の件について市当局の配慮による新神繩鏡光廟名所として指定をあくまで見ましたことを深く感謝申し上げます。



ます。つきましては今後該地の専ら発展のための都市計画事業の一環として、許諾設計も着々と推進して頂く事を要請致します。と共に総合計画の一部として取り扱って頂く事を別添し直しくを校察して頂き取り扱って下さいますようお願い申し上げます。このうち書であります。それで同設計書という書類を送付してあります。麻敷公園各種工事概算見積書入口仮設工事、アスファルト仮設、9000ドルコンクリート仮設の組合4,500ドル、遊歩コンクリート仮設300ドル、長皿台2000ドル、休憩所2,400ドル、便所900ドル、給水施設1,500ドル、入口アーチ工事500ドル。計21,100ドル。これは見積りであり、公園工事、かつ起仕書、入口仮設工事、アスファルト仮設工事の上面0.2m厚さ5cmのアスファルトの仮設を認む。これは仕様書でありますので略したいと思ひます。これはその他に設計書が出き上つて来ております。設計書が6枚からなつて居ります。以上の様になつて居りますが、日附は64年2月2日になつて居ります。

1.6番～去つた2月に陳情書が来いつて今大まかな内容を確認しましたけれども、非常に掘り下げた技術者が検討した様な感じをする訳でございまして、それとその後においてその陳情書にどういふ様な回答をされたかどうか、それからその都計と結びつけて進める場合にどういふ様なその側面に対して努力をなされたかどうか。その点お聞きしたいと思ひます。

市長～今云つた様な仕事を進めるべく努力を致しました。いわゆる長皿台ここに示された2,000ドルの長皿台が欲しいということでしたが、確か4,000ドル位いかつたと思ひますが、そして側面としてあの時には、那額の金が予定してあるんだが、ということでした。それがどうも年度内に執行が出来ないから、それじゃこれでやると云ふような相談でございまして

ます。つきましては今後該地の育成発展のための都市計画事業の一環として、幹線設計画も着々と推進して頂く様要請致します。と共に総合計画の一部としてさし当り明細書を別添し宜しくご校察して頂きましてお取りはからい下さいませ御願ひ申し上げます。こういう文書であります。それで明細書という書類を添付してあります。縣教公園化各種工事概算見積書入口ほう装工事。アスファルトほう装。9000ドルコンクリートほう装の場合4,500ドル、産業コンクリートほう装300ドル、展望台2000ドル、休憩所2,400ドル、便所900ドル、給水施設1,500ドル、入口アーチ工事500ドル、計21,100ドルこれは見積書であります。公園化工事、とつ起仕様書、入口ほう装工事、アスファルトほう装工事の土面0.2m下、~~36~~ローラーで充分圧、アスファルトほう装、厚さ5ののアスファルトのほう装を塗む。これは仕様書でありますので附したいと願ひます。これはその他に設計書が出き上つて来ております。設計書が6枚からなつて居ります。以上の様になつております。日附は64年3月3日になつて居ります。

16番～去つた3月に陳情書が来いつて今大まかな内容聞きましたけれども、非常に掘り下げて技術者が検討した様な感じをする訳でございますが、それとその後においてその陳情書にどういふふうな回答をされたかどうか、それからその都計と結びつけて進める場合にどういふふうなその御光臨に對して努力をなされたかどうか、その点お聞きしたいと思ひます。

市長～今云つた様な仕事を進めるべく努力を致しました。いわゆる展望台ここに示された2,000ドルの展望台が欲しいということでしたが、確か4,000ドル位いかかつたと思ひますが、そして御光臨としてもあの時には、那翁の旭がおかを予定しておるんだが、ということでした。があれがどうも年度内に執行が出来そうにないから、それじゃこれでやろうと云うふうな相談でこう進めたんで

すが、なかなか政府としても簡単にはさせないで、幾か年度を繰越してまであの作業をやつたと思うが、そのために副市長までお願いして予算も繰越して貰って繰越されました。

16番～長瀬合の方は無知の通りでありますのでその以外の附帯施設について観光課の見解としてどうお受けでございますか、例えば公衆便所のごとき。

市長～公衆便所については、とにかく今の所予算種で、次年度当りには考えて上げようということでありました。

16番～これは何購買でございますか。

市長～9月頃。

16番～どなたが市長さんは行つた訳ですか。

市長～私は行つて作つてもらいたいという何はして、考えましようと言つておりましたが、今度の予算で無理だということはこの~~場合~~の場合に9月頃、現在の予算では無理だから次年度当りで考えましようというふうな課長への返事が参つております。

16番～もう一点陳情者に対してどういふふうな回答をされたかどうかお聞かせ願います。

市長～まだこれについての回答はしてない訳です。

16番～おそらく9ヶ月間も当つて地域の要望というのは、文書によつて出された以上は、執行期間には住民の意見を尊重して文書で回答すべきだと思つて、その点についての見解をお願いします。

市長～その住民の意見を尊重して、その方向で進めて来てお

すが、なかなか政府としても簡単にはさせないで、確かな年度を繰越してまであの作業をやつたと思うが、そのために副主席までお願いして予算も繰越して頂いて繰越致しました。

16番～展覧台の方は象知の通りでありますのでその以外の附帯施設について視光課の見解としてどうお受けでございますか。例えば公衆便所のごとき。

市長～公衆便所については、とにかく今の所予算難で、次年度当りには考えて上げましょうということでありました。

16番～これは何時期でございますか。

市長～9月頃。

16番～どなたか市長さんは行つた訳ですか。

市長～私は行つて作つてもらいたいという何はして、考えましようと言つておりましたが、今度の予算で無理だということとはこれのしつ工の場合に9月頃、現在の予算では無理だから次年度当りで考えましようというような議長への返事が参つております。

16番～もう一点陳情者に対してどういふような回答をされたかどうかお聞かせ願います。

市長～まだこれについての回答はしてない訳です。

16番～おそらく9ヶ月間も当つて地域の要望というのは、文書によつて出された以上は、執行期間は住民の意志を尊重して文書で回答すべきだと願うんです。その点についての見解をお願いします。

市長～その住民の意志を尊重して、その方向で進めて来てお

りますが、そういうことは自衛隊長にも又、部落の方々にもよく話してあげますので、もう文書で来たものは文書でやるべきが当面であり、行く場合には、部落の人を一しよにつれ出した事もありますし、又その状況についても、その都度お伝えしてありますので、今の所別に欠柄にはならなかつたんじゃないかとこう思っております。

16番～考え方の相違だと思んですけど、それだけ意欲を持って地蔵の発展をはかるという住民の意思に対しては、市議会議員さんとして各会場でその場合説明をなされると思はれますけれども、市の計画はこういうふうに進んでいると、現在の折衝状況はこうであるということに文書によつてなされるべきだと思んです。だから見解でございます。

市長～今後は精力文書を持って、向こうに返事する様に致したいと思います。

16番～ありがとうございました。

17番～次に移ります。一号线が車のラッシュで交通がその限界にきているんだと云うことでそれを緩和する為に複線化が那覇から浦添をへて本市まで新設されるんだといううわさを聞いております。専断でありましようか。専断であるとするならば、この複線化問題について現在までの段階及び今どういう段階にあるかを説明願います。

市長～文書としてはこちらに参っておりませんが、話しを聞いていることは私も専断聞いております。それから段階については先き申し上げた様な段階であります。

17番～建設課長にお伺いします。今嵐に利益しつある様に私も見受けておりますが、あれが如何なるものであるかを説明願います。

りますが、そういうことは自治会長にも又、部落の方々にもよく話してありますので、もち論文で来たものは文書でやるべきのが当り前ではありますが、行く場合にも部落の人を一しよにつれ出した事もありますし、又その状況についても、その都度お伝えしてありますので、今の所別に失礼にはならなかつたんじゃないかと思うっております。

16番～考え方の相違だと思んですけど、それだけ意欲を持って地域の発展をはかろうという住民の意思に対しては、例えば市長さんとしては各会場に行つてその場合説明をなさると思いますけれども、市の計画はこういうふうに進んでいると、現在の折衝状況はこうであるということは文書によつてなされるべきだと思んです。だから見解を

市長～今後は極力文書を持って、向こうに返す様に致します。

16番～分りました。

13番～次に移ります。一号線が車のラッシュで交通がその限界に来ているんだと云うことでそれをあいまいする為に複線道路が那覇から浦添をへて本市まで新設されるんだといううわさを聞いております。事実でありましようか。事実であるとするならば、この複線問題について現在までの段階及び今どういう段階にあるかを説明願います。

市長～文書としてはここに参つておりませんが、話しを聞いていることは私も事実聞いております。それから段階については先き申し上げた様な段階であります。

13番～建設課長にお伺いします。今盛んに測量しつつある様に私も見受けておりますが、あれが如何なるものであるかを説明願います。

建設課長～11月の始め頃からバイブラインによる專業といまして路線を政府の方針によりまして測量やつておる訳であります。それで只今市長さんからお話しなさいとい出したのは、2月末までに平面圖を作つて出しなさいといふことでありまして、これは三市村が一つになつて、一つのプランを作る訳です。一貫した平面圖にして軍に当てるという訳でありまして、それで各地域ごとに地域ごとの責任を分けて測量をなささいといふ内容に内容に1月分つていまして現在実施中でありまして、それでは1月の10日位までに大体測量を完了致しまして、それで平面圖を作成致しまして2月までにはどうしても政府には提出する様に現在進めております。

13番～真珠原の林の方とあの5号線に出る所から都路沿いに徑目来ておる様でございますが、本市に新設される複線というのはあれだけですか。

建設課長～これは浦添の伊祖という都路の手前で二つに割れて宜野篤に入る様になつております。それで一つは当山、轟敷をぬけて真珠原の5号線につながる訳であります。もう一つは下におりて旧バイブラインの一部を復用しないで今度は大謝客の34号線の中間につながる様になつております。それでこれは一つの路線であります。どうしても本市においては、一本立じやなくして二本に減した方がいいと都計上の観点もありますので、二本要して二本作る様になつております。

13番～もし新設されるもんだとするならば幅員がいくらになりますか。

建設課長～これは幅員は20mになつております。

13番～もし突進されるなら、何坪買ですか。

建設課長～これは政府でうち合された時も施工という問題は軍との関係がありまして、軍で補助になるか、政府の補助にな

建設課長～11月の締め頃からバイラインによる事業といたしまして路線を政府の方針によりまして測量やついであります。それで只今市長さんからお話しがなされたのは、2月末までに平面図を作つて出さないといふことでありまして、これは三市村が一つになつて、一つのプランを作る駅です。一貫した平面図にして軍に当るうという駅でありまして、それで各地域ごとに地域で責任を拵つて測量をしたさいところいろいろ内容になつていまして現在実施中であります。それでこれは1月の10日位位までには大体測量を完了致しまして、それで平面図を作成致しまして2月末までにはどうしても政府には提出する様に現在進めております。

13番～真栄原の橋の方とあの5号線に出る所から部落沿いに毎日来ておる様でございませうが、本市に新設される復線というのはあれだけですか。

建設課長～これは補添の伊組という部落の手前で二つに割れて耳野湾に入る様になつております。それで一つは当山、精教をぬけて真栄原の5号線につながる駅であります。もう一つは下におりて旧バイラインの一部を使用しないで今度は大謝名の34号線の中頃につながる様になつております。それでこれは一つの路線であります。どうしても本市においては、一本立じやなくして二本に渡した方がいいと都計上の観点もありますので、二本要請して二本作る様になつております。

13番～もし新設されるもんだとするならば職員がいくらになりますか。

建設課長～これは職員は20になつております。

13番～もし実施されるなら、何時頃ですか。

建設課長～これは政府でうち合せた時も施工という問題は軍との関係がありまして、軍で援助になるか、政府の援助にな



るかともまだ分つてない様であります。それで一応一  
つの側面が出来た後の段階に進めるんじやないかと思  
います。それで一つ一つ料すというのが、日本政府の考  
え方であります。

議長～他に因達がなければ進めます。次は15番。

15番～質問致します。日本政府とのキビ代問題の折衝の経過を  
詳しく説明願います。

市長～キビ問題の折衝の経過を詳しくということになつてお  
りませんが、これはこの前私が本土に行つた時の経過報告の  
あつた分だけしか私は言つておりませんので、詳しい  
ことはその後私がそのうすじの人々からよく聞いたり  
新聞紙で見たりしたので詳しくは分かりません。云つても  
もう一回この前私が行つた時の折衝を詳しく申し上げ  
ても申すのでそれを一応思ひかへつて申し上げるに  
しますが、別に最初から折衝としまして私側から申すに  
なしては、沖繩市長会が九州市長会に全島市長会を  
つてその日程打合せをして、市町村長会に農林省  
らいついでかから是非東京まで足を延ばして折衝と  
いふ要がありまして、所が那程と云う方は、キビが  
ないからと云うよりは、外に日程が忙しいので、山石に  
と云う市長、多分は、私から東京まで行つて一日  
が折衝する様にしたので、私が鹿児島に出たのが一日  
州市長会を済まして、14日に行きまして、鹿児島で九  
11月13日に出た。14日について、土曜日でよく日  
1日曜日で官庁も開かないので16日、両方とも  
に、一応終結する様になつておりました。陳情員はそれ  
に、見送りの代表、市町村会長の代表と云う方々が見  
ら送りました。最初の日には、南島さんや、大先生  
それから手の上さんが同席にいらつて、それに

るかこれらもまだ分つてない様であります。それで一応一つの図面が出来た後次の段階に進めるんじゃないかと思えます。それで一つ一つ押すというのが、日本政府の考え方であります。

議長～他に関連がなければ進めます。次は15番。

15番～質問致します。日本政府とのキジ代問題の折衝の経過を詳しく説明願います。

市長～キジ問題の折衝の経過を詳しくということになつておりますが、これはこの前私が本土に行つた時の経過報告のあつた分だけしか私は知つておりませんので、詳しいことはその後私のそういうすじの人々からよく聞いたり新聞紙で見たりしただけしか分かりません。もう一辺この前私の行つた時の折衝を詳しくと云つてもメモしてありますのでそれを一応思ひつかへつて申し上げますが、別に最初から折衝団として私加つた訳じやなしに沖縄市長会が九州市長会に全員出席することになつてその日程打合せをしている所へ、市町村議長会長からいついふでだから是非東京までは足を延ばして折衝団と一しよつになつて市長会の方も一諾に當つて欲しいという要望がありました。所が熊瀬とコゴの方は、キジがないからと云うよりは、外に日程が忙しいので行けないと云うことになつて、私と宮古の平良市長と八重山の石がき市長、3名は鹿児島から是非東京まで行つて一諾に折衝する様にした訳です。私が鹿児島出たのが13日でこちらから8日に鹿児島には行きまして、鹿児島での九州市長会を済まして羅士日に私はついたと思ひます。11月13日に出て14日について土曜日でよく日15日日曜日で官庁も開かぬので16日に両方同じ授談会に一応参加する様になつておりました。陳情団員はそこに見えたのは沖縄議長会の代表と組合長会の代表それから農産の代表、市町村会の代表と云うふうな方々が見えておりました。最初の日は首田工ウ延さんや、大浜先生それからフ手上さんが同とうにいらつしやつて、それに議長



農連のあそこを駐在している平良さん、それからこちら  
の組合長代表の農連からその代表として、今の農連会長の  
新かきさん、議長はそれから組合長の方々は農連れて  
おりました。1日はまだつきませんでした。一応そ  
こで折衝の方法を話し合つた訳です。立つ時にはその折  
衝の方法は皆んな知つていないのでどうももう方針で  
どう云う方途に合おうかという話し合いを持つた訳であ  
ります。そこで非常に関つたのはロウハクに申上げま  
すが、吉田ユリ延さんが今の種な折衝方法では困ると云  
つておりました。と云うのは神編から持つて来る数字は  
どうも統一取つた種な数字ではない。そして陣内もま  
ちまちにあたつている種だ、はなはだしいになると云  
うと商売人まで連れて行つてあつていないことがあ  
ると、とにかく細制が買られていない数字においてま  
ちまちで困つておるといふ話がありました。それじや  
それはいかんからこれからの折衝は一つにまとう既  
じやないかとそこでの話し合いに政府から奨励がもう既に  
に本土の方には出ている去年の奨励が出ておる。いわゆる  
サトウキビの生産費ですね、農家の生産費は出ている  
去年の奨励として13,25セントは出ている。それでは  
到底間に合わないから議員のトシ当りのその値段がどう  
しても16,50セントには持つていかないとやらんじやその  
16,50セント生産費かかるといふことをどう説明するか。そ  
れを説明するには先ず去年よりも労務賃が上つている  
料の値段が上つていふような色々な去年より今  
農連の生産に余裕金のかかふことを指し上げて、これで  
説明して行こう。そしてそれに積み上げた値段として、  
115円ですね、日本での辺で買上げてもらう様に折  
衝しようとするので、その点で当つた訳であります。そ  
れで先ず当るのはその割合には市町村農会長、コシ市長  
も行けないと云つていきましたが、かおを出してしま  
それから平良市長、それから農連のあそこを駐在の平  
良でつさん、そういう方々と一語に話し合いました  
農連代表はとにかく日航機のストか何かがあつた為  
に遅れてその日にはこられなかつた。

そし してそれから2日間ずつと新街にありましたが、  
当つた方々はこの(とどなみ徳二)さん鹿島出身の  
でね、この人は非常に親切に世話を戴きました。ど  
うしても予算獲得にはあそこその民衆のそのの権  
限をにぎっている人々を頼まないといかんというので、  
(とどなみ徳二さん)とか(さき山さん)とか、それ  
から警務長官。それからかん味次郎委員長の原官  
正勝さん。長谷川源三さん。それからうす井警務長官  
それから三木幹事長。中山三郎とか、中山梅吉こうい  
う方を会う非常に困りました。皆んな日程が何んで、  
それでとどなみさんがいろいろ電話でその人の日程から  
知ねてからに、今日の日程はこうなつていては、  
何時頃あなたが行くのかこのげん聞に立つておけば、そ  
こに見えるはずだから入つてしまわない内に、すぐい  
ん関で名しを出してつかまえて、立ち話してもいいか  
ら是非会いなさいというふうなかつころで、その会  
して戴きました。

15番~答 中央礼ですが聞きたいのは市長さんの場合は確かに  
今聞きして私も分つた訳ですが、確かに新街のために  
行かれて努力なさつたことは私も分つた訳であります  
もう少しです。もし半代の新街問題なんかやる場合  
にはもつとじつくり資料を設けてもらつてですね。  
采してどの位いかかつておるのか、そういつたものを  
やらないです。只行きあたりばつたりな新街やつ  
てはこれはちががあかないです。私がいいたかつたの  
はそれだつたんですが、その中で分つておりますし、  
又組合長さんからも説明承りましたので、この質問は  
これで終了です。

そし 　そしてそれから日通すと折衝にあたりましたが、  
当つた方々はこの（とくなみ徳二）さん鹿児島出身の  
でね。この人は非常に親切に世話して戴きました。ど  
うしても予算獲得にはあそこその民主党のその権  
限をにぎつている人々を頼まにやいかんというので、  
（とくなみ徳二さん）とか（さき山さん）とか、それ  
から総務長官、それからかん味資源対策委員長の野原  
正勝さん、長谷川志郎さん、それからうす井総務長官  
それから三木幹事長、中山三郎とか、中山梅吉こうい  
う方を会うに非常に困りました。皆んな日程が何んで、  
それでとくなみさんがいろいろ電話でその人の日程を  
尋ねてからに、今日の日程はこうこうなっているから  
何時頃あなたがたはどこのげん関に立つておけば、そ  
こに見えるはずだから入つてしまわない内に、すぐげ  
ん関で名しを出してつかまえて、立ち話してもいいか  
ら是非会いなさいというふうなかつこうで、その会わ  
して戴きました。

15 番～答 　弁中失礼ですが聞きたいのは市長さんの場合は確かに  
今聞きして私も分つた訳ですが、確かに折衝のために  
行かれて努力なさつたことは私も分つた訳であります  
もう少しですね、もしキビ代の折衝問題なんかやる場合  
にはもつとじっくり資料を検討してもらつてですね。  
米してどの位いかなかつておるのか、そういつたものと  
やらないでですね。只行きあたりばつたりな折衝やつ  
てはこれはだちがあかいです。私がいたかつたの  
はそれだつたんですが、その中で分つておりますし、  
又組合長さんからも説明承りましたので、この質問は  
これで終ります。

市長～よろこびますね、

1.5番～はい、

1.5番～間違しまして経済課長にお伺いします、キジ代の次はもう番で農家は非常に不安を感じております、それで今後如何様にその農家を指導してゆかれるお考えか、その様態なんかございましたらお伺いします、

経済課長～沖田において換金作物としての代表作物はキジ代でございます、キジ代に変わるかわゆる換金作物としております、イイとかあるんですが、まだ市場においては、出しよう関係でそういうことも出来ませんし、それから値段が今の所安くなっていることになつておりますが、それは何んとかの経営方法によつては、今の1.5番位ですが、でも経営して行ける様なものに持つて行かなければならないと思ひます、それにはかわゆるキジ一辺通りでやられておりますので、株出し2〜3回も株出ししている農家も今、現在下りつつある訳です、そういうかわゆる単収も止上げ、それに変わる次キジ一辺通りにやなくてかわゆる換金作物としては今の所キジだけですが、それに変わるべく置とそれからささいな、その他のものをかわゆる補作でもつてやつて行かなければならぬと思ひます、キジ作を全然やらなひと、いうことになると、これは困ると思ひますので、それにかかわゆる農業構造改善策の今までやつておりました、かわゆる農業構造改善かわゆる土壌改良によつて、経費の削減かわゆる効率化による経営方法ですね、そういうのもかわゆるすぐ今からやるといふのはちよと課長もわかりますので出来ませんが、この長い目で見て、そういう方法でやつていきたいと思つております、それから今さげられておりますのは、かわゆる日本から入つて来る果じゆ類、そういうのがありますので、その新産物としても果じゆ関係の方も、経費削減に用ゐるやつての果じゆ関係ですね、そういうのも取り入れて、結局キジ

市長へようございますね。

15番へはい。

13番へ関連しまして経済課長にお伺いします。キジ代の大ぼろ落で農家は非常に不安を感じております。それで今後如何様にその農家を指導してゆかれるお考えか。その精意なんかございましたらお伺いします。

経済課長へ沖繩において換金作物としての代表作物はキジ作でございます。キジ作に突る緑ないわゆる換金作物としております。ブインとかあるんですが、まだ宜野湾市においては、土じよう関係でそういうことも出来ませんし、それから値段が今の所安くなっているということになっておりますが、それは何んとかこの経営方法によつては、今の1.5も位ですが、でも経営して行ける様なものに持つて行かなければならないと思います。それはいわゆるキジ一辺通りでやられておりますので、採出し2~3回も採出ししている単取も今、現在下りつつある訳です。そういういわゆる単取も引上げ、それに突る又キジ一辺通りじゃなくしていわゆる換金作物としては今の所キジだけですが、それに突るちく腔とそれからそさい類、その他のものをいわゆる輪作でもつてやつて行かなければならんじやないかと思ひます。キジ作を全然やらないということになると、これは困ると思ひますので。それからいわゆる農業構造改善基金の今までやつておりました。いわゆる農業構造改善いわゆる土地改良によつて、経費の削減いわゆる小力化による経営方法ですね。そういうのもいわゆるすや今からやるといふのはちよと相当経費もかかりますので出来ませんが、この長い目で見てそういう方法でやつていきたいと思ひます。それから特に今さげばれておりますのは、いわゆる日本から入つて来る栄じゆ類そういうのがありますので、その防止策としても栄じゆ関係の方も是非屋敷内に用地を使つての栄じゆ関係ですね。そういうのも取り入れて結局キジ





1つから金を取るといふんじやなくして、いわゆるまとめて取るのはキビですが、それより外からも持つて茶てやるのがいいんじやないかと思つてます。

- 13番～外にもう1点私が聞いた範囲内では国頭は今帯仁村あたりでキビに変わる様な作物としてタビオカノの栽培が盛んになりつつあるというふうなうわさを聞いておりますが如何程の単収があるか、もしお分りでしたらお聞きかせ願います。

経済課長～タビオカノの単収ははつきり分りません。

- 4番～関連いたします。現在市において反あたりの収益はいくらであるか、それから生産はいくらであるか、元々課長の御説明の中にどうしても生産費を何んとか下げなくちやいかないという御説明がありましたが、どの程度まで市において可能であるか、それについてお伺いいたします。

経済課長～キビですね。キビの方は今我々が予想しておりますのは夏植えが9トン、それから春植えが5、2トン、それから採出しが6、1トン位見ております。平均にして今7トン位予想しておる訳であります。

- 4番～これは現在ですか。

経済課長～はい、64年期、65年期の今までの予想でございます。生産費といましてもいわゆる大々同にやつているのは前年生産費は下つてくるし又小さい所では高くつくという訳でございますので、今の所生産費がトン当たり何額の数字は出しておりません。

- 4番～茶の可能な額ほどの程度まで可能ですか。



経済課長～それもまだ出しておりません。

4 番～それもよつ研究して見て下さい。

経済課長～はい。

15 番～経済課長さんにお伺いします。今構造改善事業の構想が  
ありますか。大体その構想をいつまで御説明願います

課長～暫く休みたいです。(午前11時50分)

課長～再開いたします。(午前11時55分)

経済課長～お答えいたします。農業構造改善事業の構想について  
ということですが、いわゆる第1次産業及び特に  
農業をどうしても振興して行かなければならないのは  
構想に農業構造改善事業じゃないかと思う訳です。といいま  
すのはいわゆる散在している。いわゆる農地ですね。い  
わゆる制ゆすりですか。親から伝わったその土地はもう  
しんでもはなさないという様ないわゆるそういうむかし  
からの土地に対する愛着心といいますかな。そういうこ  
とがあつていわゆる今までそういうことは出来なかつた  
んですが、とにかく農業構造改善事業を何すれば、いわ  
ゆる今まで問題になつております。特にキジとか、いろ  
んな方面の生産費を下げるというのは非常にこれが重点  
じゃないかと思う訳です。それでその農業構造改善事業  
にはどういふのがあつかうかと申しますと、土地基盤の整  
備事業ですね。いわゆる土地を交換分付して、いわゆる  
より所に集めてやる事業ですね。いわゆるそういうのが  
ございますし、土地改良事業としては区画整理事業、か  
んがい排水事業畑地かんがい事業。そういうふうな  
とか。そういういわゆる事業をやつて、いわゆる農業構  
造改善事業ということになつております。農業構造改善  
事業をやれば結局これは農業構造改善事業の1番の目標  
としては機械力を利用しての農業ということになつてお



りますので、どうしても単価を下げるには機械力を入れてやる仕事には構造改善事業をやらなければならんじやないかと思つて居ます。今志真志の方について説明申し上げたいんですが、志真志の方は我々が考えていました、いわゆる山の底とか、そういうのも利用して、いわゆる構造改善事業をやるという我々の考え方でございましたが、政府の技術者と一語に逢つた7月21日だつたと思つていますが、その時に志真志の現地を調査いたしました所いわゆる農地課の技術者としては機械力を入れるにはどうしても平担でなければならぬと、山平は単独事業で配水とか農道を作つてやれば何とか傾しやがありますのですね。傾しやの場合には何度以上には、いわゆる機械力を入れることは出来ないという。ある基準がありますがすね、ある程度平担である所に歸つてこないと出来んじやないかというあれですね、今まで我々が計画しておりました、いわゆる長田の方についている谷間の方はちよつと出来んじやないかというお話しをございました。それで今兩葉商社の東側になつております。もとり捨て場の後ですか。ああいう平担だつたらいわゆる構造改善事業の目的とする機械力そういう事は出来んじやないかということであります。

15番～今の説明だけじゃ分かりませんので、まとまつた解題がありましたら資料にして配つてもらいたい。

議長～暫休憩いたします。(午前11時58分)

議長～再開いたします。(午後12時)

12番～経済課長さんが出席しておられますので、関連するかと思つて居ますので、1点だけ質問いたします。公設市場の隣りの野さい集荷所は何時完成しておりますか。

経済課長～はつきりした日はちよつと覚えてはございませんが、7



月頃だつたと思っております。7月の中旬頃だつたと思  
います。

12番～あの雑物が出来てから既にうけ月。あの雑物は市の予算  
で出来ております。あの雑物の建てた趣旨が野さい作農  
家の便宜を図つて、そしてあの集荷所に集めていろいろ  
販売をさせようという趣旨のもとに建設されたと思いま  
すが、その使用方法については、使用は未だになされて  
おりません。あの使用はどのようなふうにより頃からなさ  
るつもりかお伺いします。

経済課長～ちよう度7月頃になりまして野さいはちよう度ない時  
期でございました。それで我々としてもどうしたらこの  
市場を早く旨さるに利用出来るかというあれで何んだが  
ですが、この農家の方々はその場合には少ない野さいを  
高く売るといふあれで各店から店へかづいで売っている  
状態、その市場に持つてくることが出来ない様であり  
ます。それから農運の中央市場も一応向こうの調査をし  
ましたですが、向こうの市場とこちらの市場とちよつと  
性質が違ふような感じがした訳でございます。こつちは  
生産産物と結局消費するのと生産するのが一語になつ  
ておる状態でありまして、向こうの方は結局は玉に消費  
するのが中心で、豊見城の方面から全部持つて来て、向  
こうでいわれる副処理している訳です。

議 長～暫休憩いたします。(午後12時5分)

議 長～再開いたします。(午後12時7分)

4番～課長にお伺いします。この農業経営改善事業は市長の農  
業政策の一環として2～3年前に構想が打ち出されて目  
下その実現に努力をなされておるといふふうに承わつて  
おりますが、今度の沖縄道とう問題とも関連いたしまし  
て早急にこの事業が実現するといふような立場から大体





その見直しについて、この事業が充分実現出来るかどうか。或は又大体何時頃具体的にこの事業に着手出来るかどうか。その見直しをつけていらしやるならば簡単によろしゅうございますのでお伺いします。

市長～簡単に申し上げます。出来るだけこれが早く出来るようにしてもらいたいということは経済局にも話しを甲上げてありますが、何時出来るという見直しはまだつけられておりません。今函面を作つて今度は調査費を政府に持たして調査にはあたつてはいる様であります。これが出来上るのは何時になるか私としても見直しはついておりません。

15番～3番の方に移ります。郡市合併調査委員の選任についてでございますが、何故議員の中から選任をされたか、その辺を御説明願います。

市長～前に郡市合併については、市として研究会が必要だということで、研究会を持つたのでありますが、実際仕事をやるとなるとどうしても調査会がいるということで今度の委員会を充足した訳であります。これをそのメンバーが何故議員だけになつてゐるかということにつきましては、いざ合併するということになれば、結局調査会は1つの当番者としてこれを進めにやいかないので、調査するにもその人々が適当じゃないかということで今のメンバーを選んだ訳であります。

15番～この問題はですね、もち論その市長の方からしましては議員の要職にある人をやればたやすいかも知れませんけれども非常に重要な問題でありますので、いろいろな階層の人を調査委員にもつとその幅を拡げましてやつてもらつた方がこの問題はもつとスムーズに行くんじゃないかと、~~かどうするかは、市の職員に委ねるか、~~かというふうには考えておりますが、外からの構成は考えておりませんか。



市長～今の所考えておりません。

15番～何か理由でもありますか。

市長～今の方々が適当でありますので、そう思うだけが理由であります。外に理由はありません。

15番～それが理由であればやむを得んでしょう。

3番～調査委員会のことが出ておりますから、関連して質問いたします。先きに4つの委員会が出来た様ですが、任命されてもう既に合わせもやつておると思っておりますが、それについて合わせ程度で、我々としては大きな計画でも既にこういう問題を押し進めて行くという時期に来ておるんでないかと思っておりますが、それにつきまして、只委員会を作っただけでまだ動いていない様な形勢はございませんが、市長としてこれを諮問にかける段階に来ておる重要問題が御ありであるかどうか。只委員会を設置して、そのままの放置の形では我々としては諮問の段階で来るんでないかと持っておりますが、まだ具体的に諮問案件もございませんし、只委員会を作ったということではありますが、早急に今互野市で片付けるべき問題が相当あると思っておりますが、市長としてどういう面をこの方々に諮問したいか。どういふ委員会に直ちに動いてもらいたいという面が御ありと思っておりますが、その構想が或は具体的そういう諮問内容がありましたら、1つよろしく申し上げます。

市長～諮問の内容も具体的に準備して早く諮問委員会を活動させたいと思っておりますが、御承知の様に先足すると同時に引き継ぎ懸立問題からずつとこの議会まで続いて、今私の立場からいつても足も出ない様に出たらこの日数でも半分にしてでも早くその問題に取付くみたいと考えております。各委員会についての何んであれば都計上の今の理立の問題、財産問題でも今後市有財産の管理の面、そ



の他今の合併の問題にしてもすぐ調査もし、いろいろ検討しなければならぬ問題が沢山あると思いますが、これこれをどうするというまだ具体的な対策までは練っておりません。

3 番～もう1点だけお伺いしますが、これは市長の諮問機関でございますが、しかし諮問に出すまでには、それ相当の職員がそれにつかれて大体の案は練られると思うんですが、その具体の案が出来つつあるかどうかという意味でございます。市長としてはその案が出来て始めて諮問の段階に来ると思いますが、その段階に来ているかどうかもう重要な時期だと私は思っております。

市長～具体的な段階までまだ来ておりません。こんな問題があるというだけであります。

3 番～各下級職員に対して、そういう諮問に応ずる様な案を練らしてあるかどうか。その点お聞かせ願いたいと思います。各係り、係りがもう出ておると思いますが。

市長～各係り、係りにこうこういう何をしなさいという私の案をですね。練つてさすけたいんですが、まだそこまでは来ておりません。

3 番～まだ出来てないんですか。

市長～はい。

1 番～関連して質問申し上げます。都市合併につきましては、今月になりまして政府から大田内務局長始め関係者の方々とその三市村の市村長始め市議会議員の一部の方々が来て懇談会を持っておりまして、その懇談会におきまして来年度の2月1日を一応目標に合併促進協議会を発足させるという様な大体の甲合せが出来ている訳でございます。それにつきまして、市長として一応合併促進協議会の設



立につきましては基本的に賛意を表明している訳でございますが、現時点におきましてもこういった問題が具体化しないというお考えであられるのかですね。それとも合併調査会につきましては、協議会の発足に備えて充分なる資料検討させるべく調査を命ずるお考えであるのかはつきり1つ意志を表明して戴きたいと思っております。

市長～何をはつきりする。

1 番～現段階で具体的な問題はまださしせまつてないという御答弁でありますので、来年の2月1日には合併促進協議会というものを強足せるという様な大体の話し合いというものを持たれた訳ですね。これは市長も御存じですね。この前の懇談会におきまして、そういった時点で立ちながらですね。この問題につきましては何んな具体的な問題が出てないというお考えであるのかですね。これは今の3番の質問と関連しておりますけども、少なくとも合併問題につきましては、時点にこうさしせまつている訳でございますね。しかし市長はまだゆうゆうとしてお考えになつておられる訳ですよ。

市長～ゆうゆうとはしていません。最も議会が終るのを非常に待つていますが、お答えしますが、確に今の質問は調査会と促進委員会との関連どういふふうにご考へているかというふうな事じやありませんか。

1 番～そうです。

市長～懇談会の場合にも私の所ではもう合併するという所まで行つておりません。一応調査もして合併した方がいいという答えが出たら、これを促進する様な相手がある事ですので、そういうふうに進めたいと思つております。というふうに話しをした訳であります。内務局の地方課長は、それはいいと外の方でも他にもこの調査会は必要





である。しかし各市町村単位の調査会を持ちながら、又三市村の代表でこれを促進する意味で連合の調査も必要であるので、必ず調査し又は促進委員会で調査したからといって合併するという決定にはならない。場合によつてはならんかも知れない。だから何も市が調査会を持っているから、今の所促進委員会は要らないということはどうかと思うので出来るだけそれはどちらにも市でも調査し又三市村一語になつての調査も必要であるからといつたら、それを作つたらどうかと、そういうことであれば2月1日にその促進委員会を作ることも結構でしょうと。それで市は市としての調査を進めつつ又は三市村合併の促進委員会にも加わるというふうな考え方でつきりしております。

1 番～この場合にですね、せつかく市といたしましても合併調査会なるものを充足させている訳でございますので、これをよるに活用して働きましてですね。この来る2月1日に充足する合併促進協議会に対処する、いわゆる心算をですね。こういつた調査会を通じて綿密に予め調査させるという様な考え方もですね。ごく当然じゃないかと思う訳ですよ。従いまして、調査会を設置させたものの、自主的な調査でいんだという考えであればですね。結局合併促進協議会そのものと調査会が個別な行動を取ることになりますので、そこに一貫性を欠くという事が考えられますので、1つこの時点に立ちまして、積極的にこの調査会を活用して働きましてですね。早目にこの問題が結論を見出す様に御尽力して働きたいというふうに御要望申し上げます。

16 番～関連しますので、当局が提案した去つた予算議会において、附属機関の設置条例が議会で決定になっております。附属機関設置という問題について必要性という面から議会で決定になっておりますが、しかし私はその意欲について条例設定後半り年になります。そして今の市長の答弁を聞きますと、まだその担当専事とか、職員に対し



て指示もしていないということになりますと条例自体がしんどい様なかつこうになる必要があつて条例制定を議会に出された以上は、それだけ充分なる誠意があつてしかなるべきだと、しかし今の市長の答弁はまだ指示もしていない議会の終るのを待つておるといふような軽率な答弁では困るところ思います。そういった意味で何んのために条例を制定したのかという所に大きな意味があると思しますので、何にも指示もしていないと職員には、ということでは非常に大きな問題じゃないかと思つて、それについて市長の見解をお願いします。

市長～軽率でも何んでもありません。いわゆる組織をするにはそれだけの人数をし、そうしたらこちらとしてもちやんとその充足は急いで出来るだけのことはやつているんでありのままにそれを報告しただけで具体的な充足してからそれにかけるべく、こちらはそれを議つていっている所です。条例が出来たからおいそれといつてすぐだれもかれも委員に当て或は又すぐこれをその規約等も充分研究してかからないといかないので、今日に至つたのであつて、こちらとしては出来るだけの最善の努力をしております。

16番～附属機関というものはあくまでも市長の附属機関でございます。

市長～そうです。

16番～その機関を設置するためには必要性があるということをお聞きしたいと思つて、そして制定後条例制定後半々年になります。〇ヶ月

市長～何ヶ月なつてもこちらが誠意を持ってあつていっている間は、そのなまけていゝんじやないので、どうしたことかということについては私は、何もそんな答弁だとは思いません。



16番～いや機関設置という問題につきましては、あくまでも市長の附属機関である以上、必要性を認めるからにはその問題は出て来るそして問題を出してから4つの結局は機関を作った機関を作るためには、それ相当の職員に対して問題があるはず。それに対する、まだ指示もしていないということに私は問題があると思います。その問題を掘り下げてこういうことを検討せよということをつけていないということに問題がある訳でございます。それについての御見解をお願いします。

市長～私には何も問題はありませんよ、あなたが問題であればあなたの問題であるのであつて。何も私には問題はありません。

議長～暫休いたします。(午後12時24分)

議長～再開いたします。(午後12時25分)

1番～市長が何をいわんとしているかは一応ある程度了解つく訳でございますが、しかし只今の答弁を聞いておりますとその審議会そのものに対する市長の職見が疑われて来る訳です。自ら市長として制定する審議会に対して、そのビジョンを持ち合せはないということは、現在市長においては何んのその指示も与えられない様な段階であるということをお付けする訳でございますが、どういつか方向付けて審議会を持つに至つたかということをお聞きかえした場合におきましては、当然市長といたしましては、審議会を充足させる以上はそこに何んらかのその指示を与えるべきのが根本的ないわゆる活動でございます。そういう時点に立ちながら現段階におきましては、審議会に対する何等見識を持つてないということになりますと、そこには審議会を借用するだけの意見がないということになるんじゃないかと考えますよ。それにつきまして市長としては平常からですね。審議会を借用すべき問題点というものはあるはずなんです。それがないことはいえないと私は思うんだがね。



市長～今具体的な案が出来ておらないということ、問題は何かもないということはいっておりません。審議会に於ける問題は何かもないといっておりません。今入選をして、そして充足をしたばかりで、そしてそこに於ける所の審問案を充分に具体的に練つて、これから早くその審問委員会の活動をやつてもらふと思つております。

1 番～元程の御答弁の中にもですね、充足させたが私としては今非常に忙しいという様な内容の問題がございましたが、市長が単独でですね、当然ですこれは、忙しいために、そういった市長を補佐するのを一つの諮問機関である以上はですね、充分にこれを活用することによつて市政の高揚を高めるというのが、その本来の目的であるはずなんです。従いましてせつかく条例で制定したものはこれを効率的に運用することによつて市長の行政効果というのが高められて行くという様に考えておりますので、そこを十二分に活用させて戴きましてですね、早めにこれを活発化して具体化して戴きたいというふうに考えております。一つ積極的に近々内に活動を開始してもらいたい。

議長～暫休いたします。(午後12時55分)

議長～再開いたします。(午後3時45分)

議長～只今休憩中に話し合いを持ちました様に、日程の変更をいたします。総務常任委員会に付託してありました。議案第52号、耳野湾市印かん条例設定についてを議題といたします。本案は総務委員会に付託してありますが、委員会より報告書が参つておりますので、一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～総務委員長の報告をお願いします。



議員 長～御報告申し上げます。本案は、委員にも託され、申  
目査を行つておられ、報告書にも調査の経過が明瞭に申  
び内容を記して申上げ、理由も併せて報告されています。従つて、印  
上及び印かんは、本案の明瞭な理由から、従つて、印かんは、印  
の行はるるに、市民の財産の減少を招くおそれがあるから、面  
いから、外に、別列を設け、従つて、市民の利益を害するお  
で、不利益を及ぼすおそれがあるから、従つて、市民の利益を  
と、従つて、本案を廃止して、所轄の町に、町長及び町民の  
にも、本案を提出され、町長及び町民の利益を害するおそれ  
し、町長の出府の条を、町長の出府の条を、町長の出府の条を  
は、町長の出府の条を、町長の出府の条を、町長の出府の条を  
査を行つた町長の出府の条を、町長の出府の条を、町長の出府  
い、町長の出府の条を、町長の出府の条を、町長の出府の条を  
の町長の出府の条を、町長の出府の条を、町長の出府の条を  
て、町長の出府の条を、町長の出府の条を、町長の出府の条を  
決、町長の出府の条を、町長の出府の条を、町長の出府の条を  
その一部修正の理由につきましては、理由の所に記して  
ありますが、尚、詳細な面につきましては、哲さんの御質問  
にお答えいたしたいと思います。簡単ではあります。町長が、期  
御入したいお考えがございまして、大変恐縮でございます。町  
入したいお考えがございまして、大変恐縮でございます。町  
保と利便をはかる意図で改正すべきものであり、従つて、印  
て、印かん）の改に（証明書）を添入願います。

議員 長～稍休憩いたします。（午後3時55分）

議員 長～再開いたします。（午後4時）

議員 長～本案に対する質疑を願います。

総務委員長へ御報告申し上げます。本案は当委員会に付託され、昨日審査を行った訳であります。報告書にも審査の経過及び内容については甲上げてございますが、尙補足説明甲上げます。本案は提案理由にもございますが、印かんの登録及び印か証明の交付の規程であります。従つて印かんは~~市民~~市民の財産権及びその他の保護と或は権利の行使の面に使われるべく重要な役割を果す条例でございます。外に他の条例設定とは少しおむきを交えた角段な面から検討をした訳であります。従米の条例はいろいろな面で不備があり或は市民に対して不便を与えておつたという種なことがはつきりうかがわれ、その是正のために従米の条例を廃止して、新しく設定するという意図のもとに本案が提出されております。そこで委員会いたしましても審査の方法として当局の担当課長及び総務課長等の出席を求めていると調査し、尙又外の法令或は他市町村の条例等も参考にいたしまして、~~その~~条例に審査を行った訳であります。その中で特に本会議においていろいろと問題にされ、尙検討を加えました所々においては、相当つとんだ検討をした訳であります。その結果報告書の通り原案を一部修正いたしまして、そして本会議において修正して可決すべきものと委員会で決定しております。~~その理由~~その一部修正の理由につきましては、理由の所に記してありますが、尙詳しい面につきましては皆さんの御質問にお答えいたしたいと思ひます。簡単ではあります。御報告申し上げます。大畏恐縮ですが理由の所に若干加入したい字がございますので、よろしく訂正御記入願ひます。(現行条例の不備な面を是正し、市民の権利保護と利便をはかる意図で修正すべきものであり、従つて印かんの次に(証明書)を加入願ひます。

議長へ御報告申し上げます。(午後3時55分)

議長へ再開いたします。(午後4時)

議長へ本案に対する質疑を願ひます。



18番～先きも問題になりましたが、4条でいう所の本人が登録申請に來ても本条の2項によつてやはり保証人を要求されております。その本人でありながら保証人を要求されるということは、先目も問題になりましたが、これについて向委員会として検討されておるんだというふうなことがあれば御説明願います。

総務委員長～お答えいたします。充分検討を固めております。本人自ら願出。或は申請したにかかわらず向そこに保証を要するという様なことが委員会でも相当問題になつた訳であります。じや分る確認の方法としてどうしても保証が必要だという当局の考え方でありまして。因りまして委員会としては一応一方は分る人、本人であるという確認出来る人は保証はつけなくてもいいと或は他の市民は是非つけなくちやいけないんだといった様な不公平な取り扱ひというよりは、これはこの条例は市民平等の原則に立ちまして一応つけるならばつけるという趣がいにじやないかということと、一応は認めた訳であります。それに向確認の問題であります。確認する出来る出来ないは当然当局の裁量によつていろいろな方法が今後取られるというふうに考えますが、いずれにしても只今のこの保証人をつけるという問題は市民同じ様な取り扱ひで持つてそろすべきだという様な観点で一応はこの通りにしてあります。

18番～印かん登録事務そのものの重要性は認めるべきですが、その場合に本人の確認ということにもなる訳ですが、この規程を義務付けなくてはならないと、むしろ義務付けよりは当然行政行為をするには、その裁量権はその事務官に与えるんだというふうな角度からすれば、むしろこの面は当然条例の適用は全市民を対象にする訳ですが、裁量権を与えるんだという角度からの条文にしたらというふうな考えもどうかぶ訳ですが、その辺の検討をされたかどうか、是非義務付けしなければならないという規程と、裁量権を与えておいて、そこで条文をこうするんだというふうなことでよくはないかというふうな感じも

うける訳ですが、その辺について御説明されたならば、その辺について御説明をお願いいたします。

議務委員長～おつしやる。この条文は義務付けされております。又当これは義務付けして、そしてその確認の方法については一応保証人であるかないかという様なこの確認の印かんを持つて来た者が保証人だという様なこの確認の印かんを持つて来た者については、それだけ執行者に或は執行者に裁量を与えておりますので、この条文としては、そういうふうに義務付けた方がいんだというふうに考えての処理であります。

議長～暫休いたします。(午後4時13分)

議長～再開いたします。(午後4時15分)

議長～質疑もないようでありますので、これをもちまして委員に対する質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。  
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございしますが、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議長～では議案第2号、宮崎市印かん条例の設定についてを議決に付します。  
委員会案通り、原案を一部修正して可決することに御異

うける訳ですが、その辺について御研究されたならば、その辺について御説明をお願いいたします。

総務委員長～おつしやる通りこの条文は義務付けされております又当然これは義務付けして、そしてその確認の方法については一応保証人であるかないかといった様な面も、只印かんを持つて来た者が保証人だという様なこの確認の關する、その執行に關する問題については、それだけ発行者に或は執行者に裁量を与えておりますので、この条文としては、そういうふうに義務付けた方がいんだというふうに考へての処理であります。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時13分)

議 長～再開いたします。(午後4時13分)

議 長～質疑もないようでありますので、これもちまして委員に対する質疑を打ち切りたいと思つていますが、御異議ございませんか。  
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の用がございますが、討論を省略することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～では議案第22号、且野町市印かん条例の試定についてを表決に付します。  
委員会案通り、原案を一部修正して可決することに御異

議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので、委員会案通り原案を一部修正して可決決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後4時16分)

議 長～再開いたします。(午後4時29分)

議 長～<sup>れ</sup>こをもちつて全日程が終了いたしましたので、宜野湾市議会 会議規則第8条の規定により、会期を閉切りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～ではこれをもつて、第20回宜野湾市議会定例会を閉会することにいたします。長期間どうもありがとうございました。

議 長～閉会(午後4時30分)

上記会議録の次第は書記が記録したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

1965年 / 月 26 日

4番 宜野湾市議会議長 大川 昇 次富登信  
19番 議事録署名議員 成 久 行男  
議事署名議員

議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので、委員会案通り原案を一部修正して可決決定いたします。

議 長～暫休いたします。(午後4時16分)

議 長～再開いたします。(午後4時29分)

議 長～これをもって全日程が終了いたしましたので、宜野湾市議会会議規則第8条の規定により、会期を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

( 異議なしと呼ぶ )

議 長～御異議がございませんので、左様決定いたします。

議 長～ではこれをもって、第20回宜野湾市議会定例会を閉会することにいたします。長期間どうもありがとうございました。

議 長～閉会(午後4時30分)

上記会議録の次第は書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

1964年 / 月 26 日

宜野湾市議会議長  
議事録署名議員 *大川 幸次*  
議事録署名議員 *武名 行男*